

D B等の他制度掛金相当額の反映後（令和6（2024）年12月～）

①企業型DCのみに加入

②企業型DCと、DB等の他制度に加入

③DB等の他制度のみに加入（公務員を含む）

④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない

- 企業年金（企業型DC・DB）に加入する者のiDeCoの拠出限度額を公平化。
- 事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）が3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減。

iDeCo
月額6.8万円

※国民年金基金等
との合算枠

国民年金
基金

iDeCo
月額2.0万円

企業型DC
月額5.5万円

iDeCo
月額2.0万円

企業型DC
+ DB

企業型DC：「月額5.5万円－他制度掛金相当額」

iDeCo
月額2.0万円

DB

DBに拠出限度額は無い

iDeCo
月額2.3万円

iDeCo
月額2.3万円

厚生年金保険

国民年金（基礎年金）

国民年金
第1号被保険者・
任意加入被保険者

国民年金
第2号被保険者等

国民年金
第3号被保険者

※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額（仮想掛金額）を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

施行（令和6年12月1日）の際、現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする（経過措置）。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。

マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額（月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額）の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出がiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。

※2 企業年金（企業型DC、DB等の他制度）の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様に、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。